

令和8年〇月〇日制定

一般社団法人 xIPF コンソーシアム 会員規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人 xIPF コンソーシアム（以下「当法人」という）の入退会及び会員の権利義務等、会員活動の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の目的を達成するために、当法人は個人又は法人等の団体を対象として、会員を募り、会員組織を構成する。

(本規約の範囲)

第2条

本規約は、当法人の定款第5条に定める会員（以下「会員」という）となった個人、法人及び団体に適用される。

(会員種別・会員の権利)

第3条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (2)準会員 当法人の目的に賛同して入会した正会員に準じた法人
- (3)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した行政機関、非営利団体、大学等教育・研究機関、またはそれらに所属する有識者

2 正会員は次の権利を有する。

- (1)社員総会における議決権
- (2)社員総会の招集請求権（ただし、定款第15条第4項の要件を満たす場合に限る。）
- (3)当法人が発行するメールマガジン等での情報発信
- (4)当法人が企画するワーキンググループ等への参加
- (5)当法人が主催・協賛・後援するイベント等への参加
- (6)当法人が提供する開発環境・システム・サービス（以下「開発環境等」という）の利用及び開発環境等への自社アセットの提供

3 準会員は次の権利を有する。

- (1)当法人が企画するワーキンググループへのオブザーバー参加（当法人の承認を得たもの

に限る。)

- (2)当法人が主催するイベント等への参加
- (3)当法人が提供する開発環境等の利用及び自社アセットの提供（当法人の定める条件に従う。）

4 賛助会員は次の権利を有する。

- (1)当法人が企画するワーキンググループへのオブザーバー参加（当法人の承認を得たものに限る。）
- (2)当法人が主催するイベント等への参加
- (3)当法人が提供する開発環境等の利用及び自者アセットの提供（当法人の定める条件に従う。）

5. 当法人の会員は、入会申込を個人又は、法人単位とするが、当法人の活動について、会員が自らの指示等において自らの活動に資するために非会員であるグループ会社、関連機関などの役員、従業員または職員を参加させたい場合は、当該会員の管理の下で参加させることができる。ただし、当該役員、従業員または職員が自らの活動のために、当法人の活動に参加することはできない。

（入会申込等）

第 4 条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書より申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

2 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、理事会で審議後に入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対して通知する。

3 入会日は会費納入日とする。

（入会不承認）

第 5 条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しない場合がある。

- (1) 当法人所定の同意書の提出がないことにより、当法人の趣旨に賛同していないことが明らかになったとき
- (2) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
- (5) その他当法人が、本規約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

(有効期間と更新)

第6条 会員資格の有効期限は、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる3月31日まで(以下「初年度」という)とするが、当法人所定の更新手続きにより当法人の承認を得て、年会費を第7条に従って支払期日まで支払った場合には、更新することができる。

2 更新後の会員資格の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。なお、更新せずに会員資格の有効期限を徒過した場合には、会員資格は自動的に停止する。

3 賛助会員の会員資格は無期限であり、会員が自ら第9条に基づき退会するか、第10条に基づいて会員資格の喪失をしない限り、失われない。

(会費)

第7条 会員は本条に定めるところに従い、入会費及び年会費(以下総称して「会費」という)を支払わなければならない。

2 年会費は前年度中の当法人が定める支払期日までに支払うものとする。

3 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入会費なし

(2) 年会費

①正会員 100万円/口

②準会員 36万円

③賛助会員 無し

4 年会費は、入会した日が年度後半以降の場合は、半額に減額することができる。

5 会費は当法人の指定する金融機関の口座に一括で振り込む方法により支払うものとする。

6 会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

7 会員は、会費を納入せず、督促後なお会費を6か月以上納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した会費の納入義務は免れない。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名、住所又は連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 当法人は、故意又は重過失によるものでない限り、会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより自己に生じる不利益についての責任を負わないものとする。

(会員種別の変更)

第9条 会員は、理事会の承認を得て、その会員種別を変更することができる。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとする日の1か月前までに、当法人に対し、当法人所定の方法により退会の通知をすることによって、退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると当法人が認めた場合、当法人は、定款第9条にしたがい、当該会員を除名することができる。その場合には、当法人は当該会員との間の本規約を解除し、会員資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としての品格を損なう行為があると当法人が認めた場合
- (2) 本規約、又はその他当法人が定める規約、当法人との間で合意をした約定に違反をした場合
- (3) 本規約及び本規約以外において当法人との間の取り決めにより当法人に通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (4) 当法人の所有権、知的財産権その他の権利を侵害した場合
- (5) 当法人又は当法人の関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6) 当法人の事業活動を妨害し、又は当法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (7) 法令又は公序良俗に違反した場合
- (8) 支払停止又は支払不能の事由を生じた場合
- (9) 反社会的勢力や団体又はその関係者であると認められた場合
- (10) 当法人を通じて知り合った当法人の会員に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為があると当法人が認めた場合
- (11) 当法人の目的と協調しがたい事業などに参画したと当法人が認めた場合
- (12) 会費の支払いをせず、6か月以上会費を滞納した場合
なお、滞納した会費の支払義務は免れない
- (13) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合、又は当法人が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合

(会員情報の取り扱い)

第12条 当法人は、会員が当法人に対して提供した会員の個人情報を、当法人が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱う。

2 会員は、当法人が広報目的で当法人のホームページ等の広報資料に会員の名称(社名・団体名・氏名)を掲載することを了承する。掲載を希望しない会員は速やかに事務局にその旨通知するものとする。

(規約の追加・変更)

第 13 条 当法人は、本規約について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合がある。この際、変更が会員の一般の利益に適合し、又は、変更が、本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、理事会の承認の上、あらかじめ会員に対して周知をし、変更後の本規約及び効力発生時期（少なくとも 14 営業日以上後）について、当法人のホームページで周知することで本規約を変更することとする。

(免責及び損害賠償)

第 14 条 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等及び当法人の活動に関連して提供される開発環境等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害をこうむった場合であっても、当法人又は会員の故意又は重過失によるものでない限り、当法人及び会員は一切責任を負わないものとする。

2 会員間(個人会員を含む)の紛争に関して、当法人は介入又は関知することはなく、また、当該紛争に関し、当法人の故意又は重過失によるものでない限り、一切の責任を負わないものとする。

(知的財産権等の帰属)

第 15 条 会員が、当法人の活動に関連して、資料、情報等及び開発環境等を提供した場合であっても、当該資料、情報等及び開発環境等にかかる知的財産権等(著作権、特許権を含むがこれらに限られない)は当該会員に留保され、当法人又は他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない。

2 当法人の活動に関連して、新たに知的財産権等が発生又は移転する場合には別途規則で定める。

(条項等の無効)

第 16 条 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

(管轄及び準拠法)

第 17 条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、当法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 18 条 本規約の内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、信義

誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

(秘密保持)

第 19 条 当法人及び会員は、当法人の活動に関連して知りえた秘密情報を秘密として保持することとし、当法人の目的の範囲を超えて使用してはならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第 20 条 会員は、自らの有する当法人の会員としての権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は質権その他の担保の目的とすることはできないものとする。

(残存条項)

第 21 条 退会し、又は会員資格を喪失した会員には、第 14 条乃至第 19 条及び本条の規定は、引き続き適用されるものとする。

附則

本規約は、2026 年 ○ 月○ 日より施行する。